

鈴鹿市建築確認等に関する電子申請受付システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、一般財団法人建築行政情報センターが提供する電子申請受付システム（以下「本システム」という。）を利用し、鈴鹿市（以下「市」という。）に対し、申請、届出等の手続を電子で行うこと（以下「電子申請」という。）に関し必要な事項について定める。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用しようとする者は、あらかじめ本規約の内容を確認し、本規約に同意をした上で電子申請を行うものとする。

2 前項の規定による電子申請を行った者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意をしたものとみなす。

(手数料の納付)

第3条 利用者は、電子申請の内容に応じ、鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の規定による手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定による手数料の納付は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 市が指定するL o G oフォーム（株式会社トラストバンクが運営する電子申請システムをいう。）を利用した電子決済

(2) 市の窓口における現金決済

(電子申請の処理)

第4条 市が電子申請の審査を開始するのは、次の各号に掲げる電子申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請 市が電子申請の内容の事前確認を行いかつ、前条第1項に規定する手数料の納付の事実及び金額を確認し（手数料の納付を伴う電子申請の場合に限る。）、現場検査の実施日を決定した上で、本システムにより電子申請を受理したとき。

(2) 手数料の納付を伴う電子申請（前号に掲げる電子申請を除く） 市が電子申請の内容の事前確認を行いかつ、前条第1項に規定する手数料の納付の事実及び金額を確認した上で、本システムにより電子申請を受理したとき。

(3) 手数料の納付を伴わない申請 市が電子申請の内容の事前確認を行った上で、本システムにより電子申請を受理したとき。

2 前項において、申請手数料の納付が開庁日（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）にあったものにあつては当日に、閉庁日（開庁日以外の日をいう。）にあったものにあつてはその直後の開庁日に申請を受理するものとする。

3 市は、電子申請に対する確認済証その他の処分通知等の交付は、本システムに当該処分通知をアップロードする方法により行うことができるものとする。

4 前項の処分通知等の交付日は、本システムにおいて利用者が当該処分通知を表示することが可能となった日を原則とする。

（利用者の責任）

第5条 利用者は、本システムが障害その他の理由により利用できなくなった場合は、他の方法により手続を行うこととし、あらかじめこのことを承知した上で本システムを利用するものとする。

（禁止行為）

第6条 利用者は、本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本システムを電子申請以外の目的で利用すること。

(2) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(3) 市の業務及び他者の利用を故意に妨害すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令等に違反すると認められる行為をすること。

（禁止行為に対する防御措置）

第7条 市は、前条各号のいずれかに該当する行為があることが明らかな場合、又は該当する行為があると判断するに足りる相当な理由がある場合は、当該行為を行った利用者に対し、本システムの利用を停止する等必要な措置を行うことができるものとする。

（免責事項）

第8条 市は、利用者が本システムの利用により発生した利用者の損害及び利用者が

第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。また、本システムの運用の停止、休止、中断、制限等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(個人情報保護)

第9条 利用者の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、鈴鹿市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年鈴鹿市条例第25号）その他個人情報保護関係法令等に基づき、その保護及び適正な管理を行う。

(利用規約の変更)

第10条 市は、必要に応じ、利用者へ事前に通知することなく、市のウェブサイトへの掲載その他の方法により本規約を変更することができるものとする。

(準拠法及び管轄)

第11条 本規約の解釈、適用に当たっては、国内法に準拠する。

- 2 本システムの利用に当たり、市と利用者との間で生じた紛争については、相互で誠実に対応し解決に努めることとする。
- 3 前項の規定による解決が図られず、司法の判断を求める場合には、鈴鹿簡易裁判所又は津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。